

男女共同参画社会

全消協 ユース部
近畿ブロック幹事
北村 晃大

内 容

- 男女共同参画社会とは
- 男女雇用機会均等法と
男女共同参画社会基本法の違い
- 消防職場における男女共同参画
への取り組み

男女共同参画社会とは

• 参画とは

① 男女が一緒に参加すること

② より積極的に意思決定過程に参加すること

正解は②

単なる参加とは違う。

定義

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に 参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(男女共同参画社会基本法 第2条 より)

男女の人権の
尊重

社会における制度
又は慣行について
の配慮

政策等の立案
及び決定への
共同参画

国際的協議

家庭生活に
おける活動と
他の活動の両立

男女共同
参画社会を
実現する為
の5本の柱

行政（国、地方公共団体）と 国民が果たすべき役割

・国

男女共同参画社会づくりの為の政策を総合的に策定し実施する。

・地方公共団体

基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりの為の施策に取り組み、地域の特徴を生かした施策を展開する。

・国民

男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。

職場
に活気

男女共同
参画社会の
イメージ図

地域力
の向上

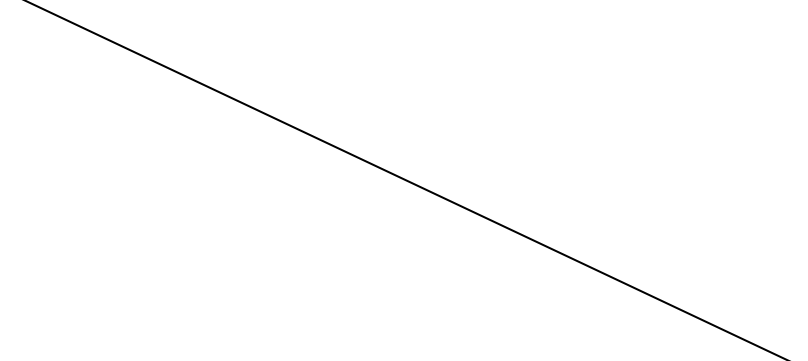
家庭
生活
の充実



性別にとらわれず、

一人ひとりが社会のあらゆる場面で、

個性や能力を発揮し活躍できる社会

制 定	1985年 制定	1999年 制定
内 容	<p>募集, 採用, 昇進等、</p> <p>雇用に関して</p> <p>男女間の差別を禁止する法律。</p>	<p>男女が対等の立場で, 個人としての能力を十分に発揮し,</p> <p>家庭生活と仕事などの生活を両立させていく社会を目指すための法律</p> <p>また、その実現のための責務を政府や自治体に求めている。</p>
補 説 足 明	<p>制定時は努力目標だったが、1997年の改正 (実際の施行は1999年) 時に禁止に強化された。</p>	
違 い の ポ イ ン ト	<p>雇用に関するのみ の法律</p>	<p>社会活動全般に 関する法律</p>

消防本部における女性消防吏員について

消防本部における女性消防吏員は、昭和44年に初めて採用された。
当時は、家庭の主婦や高齢者、子ども等に対する防火・防災教育等の予防業務(毎日勤務)が主な活躍の場であった。

以降、女性消防吏員数は年々少しずつ増加し、担当業務についても、**平成6年の女子労働規準規則(現・女性労働規準規則)の一部改正により、女性消防吏員に係る深夜業の規制が解除**され、予防業務の他に交替制勤務、すなわち、指令管制、救急隊、消防隊などの業務も可能となり、活躍の場が広がった。

消防による男女共同参画への取り組み その1

「女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項
について」

(平成16年2月6日消防消第32号)

「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項に
ついて」

(平成16年3月15日消防消第53号)

「女性消防職員の採用に係る留意事項について」

(平成16年10月①日消防消第200号)

基本的に、消防職員の女性参画については、各地方自治体の取組が重要であるが、消防庁としてより一層の男女共同参画を促進するため、以下のとおり通知を発出し、周知を図っている。

【全国の消防本部へ通知】

○「女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について」

(平成16年2月6日消防消第32号消防庁消防課長通知)

- ① 採用について(男女の区別ない平等な受験機会)
- ② 職域(警防業務の職域すべてから女性を排除することは適当ではない。)
- ③ 消防庁舎の整備(女性用の仮眠室、女性トイレ等の計画的な整備を図ることが望ましい。)

○「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について」

(平成16年3月15日消防消第53号消防庁消防課長通知)

- ① 重量物を取り扱う業務(女性が従事できないことは一般的に想定されにくい。)
- ② 有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務
常時有害ガス等を発生する製造業の工場や作業所での活動、毒劇物等に係る特殊災害部隊への配置は適当でない。

しかし、有害ガス等が発生する「おそれのある場所」での活動までを否定するものではない。

- ③ 職場環境の整備(女性消防職員にとって働きやすい職場環境の整備に努める必要がある。)

○「女性消防職員の採用に係る留意事項について」

(平成16年10月1日消防消第200号消防庁消防課長通知)

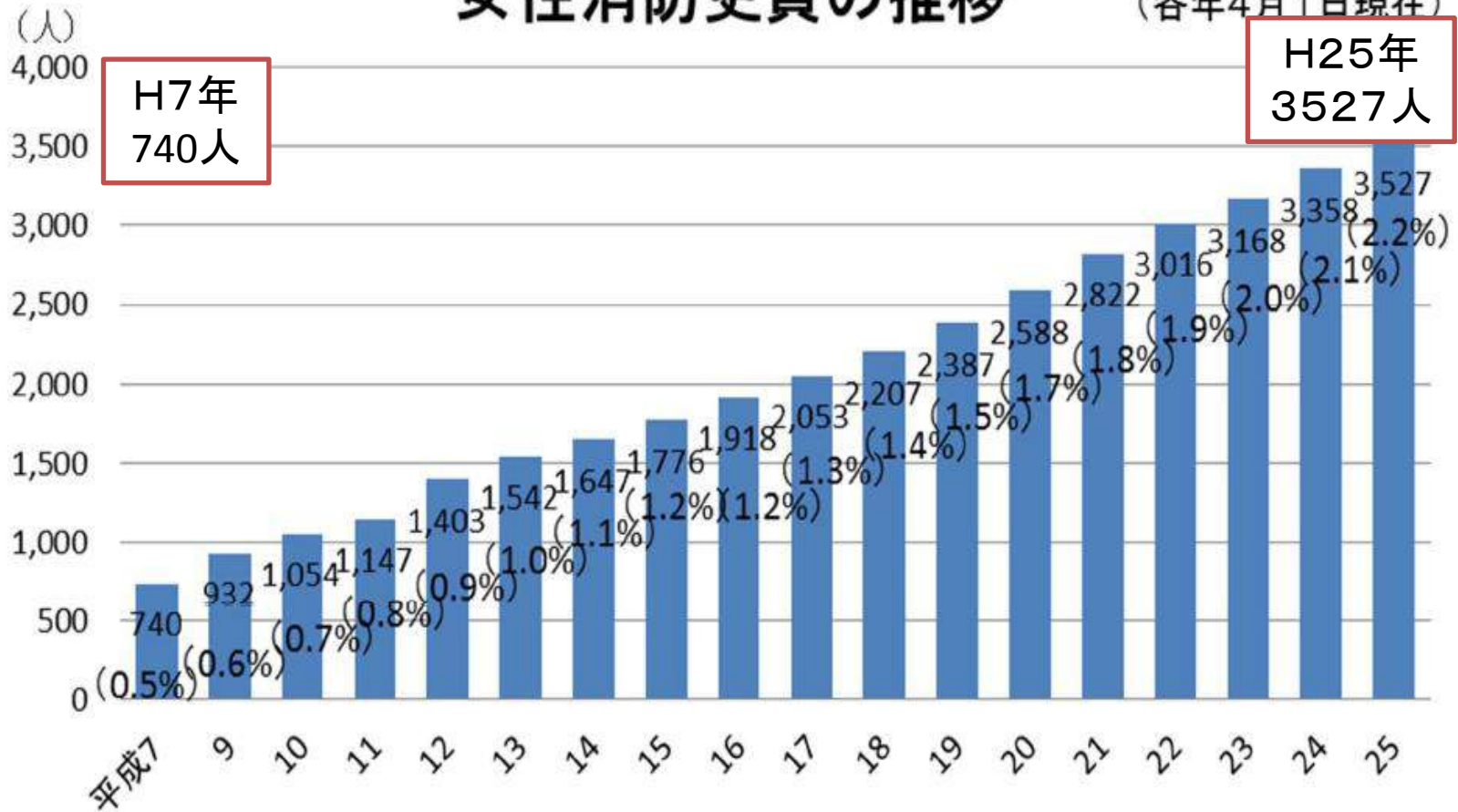
- ① 女性に対する平等な受験機会の提供(採用試験を実施する際に、性別を理由に受験機会を妨げないこと。)
- ② 採用試験の認定と評価にあたっての留意事項(採用試験の認定にあたり、女性の採用が事実上困難になるような試験にならないよう配慮すること。)
- ③ 体力試験の判定基準

採用の選考における体力試験の判定基準について、男女の一般的な体力差を加味したものとするのは、平等取扱の原則に照らしても何ら問題ないものと考えられること。

※ 消防庁では、全国消防防災主管課長会議や全国消防長会の主催する総務実務研修会等において、理解を深めていただくよう取り組んでいるところ。

女性消防吏員の推移

(各年4月1日現在)



H7年
740人

H25年
3527人

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年度の、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は前々年度(各平成22年4月1日現在)の数値により集計している。

消防による男女共同参画への取り組み その2

「消防本部における女性消防吏員の
更なる活躍に向けた取組の推進
について」

(平成27年7月29日消防消第149号)

1 はじめに

- 女性の活躍推進は、国の成長戦略の重要な柱
- 一方、消防本部における女性吏員の割合は、約2.4%(H27.4)で、警察、自衛隊、海上保安庁と比較しても最も低水準
- 消防組織における女性吏員の活躍推進のため、必要な取組の強化に速やかに着手すべき。

2 女性消防吏員を増加させることの意義

女性が半分を占める地域社会とともに、消防(公助)においても、より多くの女性が参画、活躍することで、消防・防災体制の向上に寄与

➢ 住民サービスの向上

女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することで、子どもや高齢者、災害時の要支援者など、多様な住民への対応力が向上

➢ 消防組織の強化

女性消防吏員を増加させ、女性の活躍を推進することによって、

- ・多様な視点でものごとを捉える組織風土
- ・育児・介護などそれぞれ異なる事情を組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成され、多様なニーズに対応できる柔軟性が消防組織に備わる。

3 女性活躍推進の考え方

- 部隊の活動レベル確保に留意しつつ、女性の就労に関する法令の規制(重量物の取扱い及び有毒ガスに関する制限)にかからない限り、性別による警防活動の従事制限の是正を含め、消防においても意欲と能力に応じた人事配置を。
- それぞれの規模の本部の状況に応じて、女性消防吏員を計画的に増加させる取組を積極的に実施
- 女性活躍推進に向け、消防長等消防本部の幹部の意識改革が不可欠
- ライフステージに応じた人事上の様々な配慮が必要

4 現状と課題

女性消防吏員向けアンケート、消防本部向け調査等の結果から、現状と課題を分析

- 女性消防吏員がいない本部が、288本部(約4割)
- 全消防吏員に占める女性の割合、管理職に占める女性消防吏員の割合に関して独自に数値目標を設定している本部はほとんどない。
- 女性採用を増加させる独自の取組を行っている消防本部は少数。また、女性が増えない要因は、女性が働く職場であるというイメージが希薄。
- 仕事と家庭の両立支援策の充実や、周囲の職員の理解を求める回答多数
- 庁舎における女性用施設の整備が不十分で、施設に不満を感じる女性消防吏員の割合は4割超

○数値目標の設定による計画的な女性消防吏員の増員
全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率を平成38年度当初までに5%に引き上げる。

そのためには、

各消防本部において10年で女性吏員比率を倍増

+ 中核的な消防本部など一定規模以上の本部では少なくとも5%水準まで増加

+ 女性消防吏員がゼロの本部を早期に解消し、可能な限り速やかに複数の女性消防吏員を確保

を目安として、消防本部が数値目標を設定

※ 平成29年度の採用段階から少なくともこれまでの2倍～2.5倍程度以上の女性吏員採用を確保・継続

○女性の採用拡大を促進

現状の低い受験者数を増加させるには、まずは、消防吏員を目指す女性的大幅な増加が必要。そのためには、これから社会人になる年齢層の女性に対し、消防の仕事の魅力についてより積極的にPR。女性をターゲットにした就職ガイダンス等を複数本部が共同実施

○女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討

各消防本部は、市町村長等の理解を得ながら、消防業務の特殊性を前提とした人事管理(代替職員の確保等)を行えるよう環境整備

○職域拡大の推進

各消防本部は、固定的な見方にとらわれず、女性消防吏員の職域拡大を推進

○仕事と家庭の両立支援策の検討

各消防本部は、大規模災害時等における子どもの預け先確保や緊急参集の免除等を含めた柔軟な対応を実施

○キャリアパスイメージやロールモデルの提示

消防庁において、女性消防吏員のキャリアパスイメージやロールモデルを紹介することにより、全国の女性消防吏員のキャリア形成、職域拡大を促進

○女性消防吏員が消防職務を継続していくための支援策の提示

各消防本部は、女性消防吏員が仕事をしていく上で適切な援助や助言を得ることができるメンター制度の導入や相談窓口を設置

○「ポジティブ・アクション」としての研修機会の拡大

各消防本部や消防学校において、女性消防吏員が更にキャリア拡大できるよう研修を積極的に実施
消防大学校は、研修を受けやすくなる工夫を行い、女性消防吏員の研修機会を拡大

○消防本部のトップや幹部の意識改革

消防長の意識改革を進めるために、消防庁として、研修の機会を確保。消防大学校が行う幹部教育や新任消防長の教育等においても、女性の活躍推進を反映した教育内容を充実

○施設・装備の改善

女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの整備により、女性が配置される施設の増加を強力的に推進

○女性の活躍情報の「見える化」を推進等

各消防本部と消防庁は、女性活躍推進に向けた取組状況や先進的な取組事例について、ホームページに掲載するなど共有化、「見える化」を推進

全消協 女性連絡会による アンケート結果について

- 2014年に全消協加盟中の全女性会員（回答数120人）を対象としたアンケートを実施した。
- **要望して出来た施設の例**
（専用の仮眠室、浴室、洗濯機、トイレなど）
- **要望中だが出来ていない施設の例**
（出張所の女性・洗面所・乾燥室・
トイレの個室の増設など）

全国の女性消防職員数

・4035人／約160,000人
=2.52%

平成28年4月1日現在

他の公安系の女性消防職員

- 警察 6.8%
- 海上保安庁 6%
- 自衛隊 5.6%

消防は、女性職員の採用に消極的？

- A消防本部

1人／73人 ⇒ 1.4%

5%目標値 ⇒ 4人

- ・庁舎の整備



女性仮眠室の改善

(シャワー室→浴室を設置)

女性専用の洗濯機の設置

とある消防職場における 女性職員数

- 7人／356人 ⇒ 4%
- 3人／149人 ⇒ 3%
- 4人／156人 ⇒ 2%
- 8人／552人 ⇒ 1%
- 2人／210人 ⇒ 1%
- 0人／59人 ⇒ 0%
- 0人／32人 ⇒ 0%
- 0人／130人 ⇒ 0%

最後に、、、

全国の消防吏員に占める女性消防吏員比率を平成38年度当初までに5%に引き上げる。

そのためには、

各消防本部において10年で女性吏員比率を倍増

+ 中核的な消防本部など一定規模以上の本部では
少なくとも5%水準まで増加

+ 女性消防吏員がゼロの本部を早期に解消し、可能な限り速やかに複数の女性消防吏員を確保

を目安として、消防本部が数値目標を設定

※ 平成29年度の採用段階から少なくともこれまでの2倍～2.5倍程度以上の女性吏員採用を確保・継続

総務省消防庁より

皆さんの消防本部は数値目標を設定していますか？

庁舎における女性職員用の設備の整備は進んでいますか？